

2020年6月5日

兵庫労働局長
荒木 祥一 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 福永 明



新型コロナウイルス感染症に関連した、雇用・労働に係る 対策強化の要請について

兵庫労働局における雇用維持と生活安定に向けたご尽力に敬意を表します。

さて、政府は、5月21日に「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」に基づき、兵庫県の緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症は、雇用の現場と生活にも大きく影響を及ぼしており、今後さらなる影響の拡大が懸念されます。

連合は、この間、働く者・生活者の立場から、感染拡大防止のための取り組みに積極的に協力するとともに、政府・政党、関係団体等に対し緊急要請などを通じて労働者・生活者の不安払拭に向けた取り組みを進めており、4月24日に厚生労働省への要請を行いました。国においては、雇用維持のための事業継続、支援制度に向けた補正予算の審議が進められようとしています。

つきましては、兵庫労働局におかれましても、すべての労働者の雇用の安定・安全を確保し、生活・社会不安を払拭するためにも、より一層の取り組みの強化を下記の通り要請します。

記

I. 雇用維持の支援について

雇用調整助成金について、兵庫労働局に設置された「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」の機能強化と各ハローワーク助成金デスクとの連携を強化すること。

また、フリーランスなどに対する「持続化給付金」など各生活支援制度および事業者における雇用維持に関する支援制度の周知・広報を強化すること。

なお、雇用調整助成金制度は、申請手続きの複雑化と支給までの時間が要すると言われており、諸手続きのさらなる簡略化、支給の迅速化に向けた対応を行うこと。

II. すべての労働者の雇用の安定について

(1) 解雇・雇止めの防止について

不合理な解雇や雇止め等の発生を防止するため、関連する労働関係法令を周知すること。やむを得ず解雇を検討する場合にも、使用者による最大限の解雇回避努力や労働組合と協議する等、整理解雇の4要件に照らして厳格に判断すべきものであることを周知徹底するとともに、不適正な事案に対しては指導を行うなど、速やかにかつ厳正に対処すること。

(2) 休業補償について

緊急事態宣言を受けて事業を休止する場合は、在宅勤務等の方法により労働者の休業を回避する努力が尽くされるべきである旨、事業主に周知すること。やむを得ず休業させる場合でも、労働基準法に基づく休業手当の支払義務が一律になくなるものではないことを周知し、監督指導を徹底すること。

(3) 派遣労働者の雇用維持について

派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合であっても安易に解雇せず、派遣元事業主として派遣先と連携し、新たな就業機会の確保を図るよう周知徹底させること。また、新たな就業機会が確保できない場合でも、雇用調整助成金の積極的な活用などにより雇用維持を図るよう促すこと。

(4) 外国人労働者の雇用確保について

- ①技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等によりやむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求めること。
- ②技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者である。解雇に関しては、通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対して厳正に対処すること。
- ③外国人労働者に対する新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語をはじめ、多言語による最新情報の提供を徹底すること。

III. 労働時間・安全衛生について

- (1) 事業場における感染症の蔓延防止は事業者の安全配慮義務であり、安全衛生教育やテレワーク・在宅勤務の実施など、蔓延防止に必要な措置は事業者が率先して対応するよう周知・広報すること。

- (2) 労災認定については、感染のリスクを承知で働かざるを得ない労働者を保護する観点から、特例的に指定公共機関などで就労する労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患した結果、死亡または後遺症が残った場合に、感染経路が証明できないことを理由に不支給としないこと。
- (3) 特例的にホテル等宿泊施設を新型コロナウイルス罹患者の療養施設として活用する際は、その事業者に感染症に関する十分な知見がないことも想定されるため、感染防止などの労働者に対する安全衛生教育については、感染症蔓延防止の観点から事前に「国・地方公共団体・病院関係者による教育・指導」を十分に実施すること。
- (4) 労働基準法第33条1項（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等の延長）の適用に関しては、労働者の健康確保の観点から、厳格な運用が行われるよう、監督指導を強化・徹底すること。また、繊維・衣服関係の職種に従事する技能実習生をマスク製造に従事させる場合においても、日本人労働者と同様の適正な対応を行うよう、実習実施者への周知・監督指導を徹底すること。

IV. 今後の雇用・労働対策に向けて

新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言により、雇用環境は急激に悪化し、社会・経済活動の停滞と兵庫県における緊急事態宣言解除後も、さらに影響が続くものと想定され、今後、雇用・労働関係の制度の拡充、新設等に対して、迅速かつ適切な対応をはかれること。

また、広大な県域をもつ兵庫県は、雇用環境においても地域および産業・業種ごとの対策が必要と考えられることから、各労働基準監督署・ハローワークと各市・町、関係機関・経営者団体等と連携した対策を講じること。

以上